

# Team Sapporo-Hokkaido

## グリーンファイナンス・フレームワーク

### Q&A集

2025年12月22日 第1.0版

**Q1. 定量的な評価基準とは何ですか。**

- A1. グリーンファイナンス市場で幅広く認知、利用されている『クライメートボンド基準(CBS)』や『EUタクソノミー』などを参照し、具体的な数値基準を設定したものであり、国内外の投資家が客観的な判断材料を得られる環境を整備することを目的としています。  
例えば、水素の評価ラベル「グリーン」における評価基準として「 $<3.0\text{kg-CO}_2/\text{kg-H}_2$  (1kgの水素を製造する際に排出するライフサイクル二酸化炭素は3kg未満)であること」など、具体的な数値を示しています。

**Q2. 外部レビュー機関とはどのような機関ですか。**

- A2. グリーンボンドの発行時などに発行体が策定したフレームワークや調達資金使途の適切性、環境改善効果などを客観的に評価し、意見(レビュー)を付与する第三者機関のことです。ICMA(国際資本市場協会)の外部レビュアー、クライメート・ボンド・イニシアチブ(CBI)の認定検証機関として登録されている機関、環境省の発行支援者として登録されている機関や金融庁の行動規範に賛同している機関を指します。

**[参考]**

ICMA(国際資本市場協会)の外部レビュアー

<https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/external-reviews/>

クライメート・ボンド・イニシアチブの認定検証機関として登録されている機関

<https://www.climatebonds.net/data-insights/market-data/approved-verifiers>

環境省グリーンファイナンスサポートーズ制度における発行支援者(外部レビュー部門)

[https://greenfinanceportal.env.go.jp/greenfinance/regist\\_system/regist\\_list.html](https://greenfinanceportal.env.go.jp/greenfinance/regist_system/regist_list.html)

金融庁のESG評価・データ提供機関に係る行動規範に賛同している機関

[https://www.fsa.go.jp/singi/esg\\_hyouka/list.html](https://www.fsa.go.jp/singi/esg_hyouka/list.html)

**Q3. なぜフレームワークを活用すると投資先としての魅力が向上するのですか。**

- A3. 対象となる事業が『TSHグリーンファイナンス・フレームワーク』で定めたグリーン基準や地域サステナビリティ基準を満たすことを、外部レビュー機関の第三者評価書によって証明されることで、脱炭素性の高い事業であることや地域に貢献する事業であることが明確化されることを意図しています。

特に「グリーンプレミアム」や「グリーン」では、海外の投資家が活用しているグリーン基準(『クライメートボンド基準(CBS)』や『EUタクソノミー』)との整合を訴求することにより、海外からの投資を受けやすくなる効果も期待し、評価ラベルを設定しています。

**Q4.『TSHグリーンファイナンス・フレームワーク』の年次報告の内容は何ですか。**

**A4.** 環境省策定の『グリーンボンド及びグリーンローンガイドライン』に沿って、調達した資金の充当状況や評価との整合性を確認するための環境改善効果、地域サステナビリティ基準に関する効果などの報告を求めるものです。GX情報プラットフォームの登録の日から1年を経過した日を起算日として1年以内、さらにそれ以降は直近の報告の日から1年内ごとに、TSH事業推進協議会事務局への提出が必要になります。  
各サブフレームワークに報告書様式を掲載していますので、ご参照ください。

**Q5.『TSHグリーンファイナンス・フレームワーク』を活用できるのは北海道内のGX事業に限定されますか。**

**A5.** 『TSHグリーンファイナンス・フレームワーク』を活用し、GX情報プラットフォームで発信するという一連の流れは、北海道(周辺海域を含む)で実施されるGX事業に限られます。  
一方、『TSHグリーンファイナンス・フレームワーク』は広く公表しているため、各分野で定める評価基準などを事業者が自主的に参照することは妨げませんが、この場合はGX情報プラットフォームへの登録は行いません。

**Q6. 現時点での利用可能な最善の技術とは何ですか。**

**A6.** 工場や事業所などが発生源となる環境汚染を防止・抑制するために、現時点で一般的に利用可能かつ最も効果的な技術のことを指す環境政策上の概念です。特定の技術や製品名を指すのではなく「経済的に見合う範囲で、最高の環境パフォーマンスを発揮できる技術レベル」という考え方そのものを指し、BAT(Best Available Technology)と表記されます。

**Q7. なぜ地域との共生がGX事業の成長や持続性に結びつくのですか。**

**A7.** 国は、地域共生を前提とした再生可能エネルギーの導入拡大やGXを地方創生につなげていく方針を示し、法整備を進めています。  
北海道においても、GXの推進にあたっては、地域経済の活性化など地域課題の解決と豊かな環境を後世に残していくことで「経済と環境が好循環する社会」を実現することが必要との視点を基本としています。  
こうした観点から、TSHとしても、地域に根付いたGX事業となるよう、環境保全、地域理解、地域への波及効果など、地域との共生を前提とするGX事業を支援、誘致していく考えです。

**Q8. TSHにて推進する8分野を選定した経緯は何ですか。**

**A8.** 国により、北海道において、洋上風力発電では再エネ海域利用法による促進区域や有望区域が選定されていることや、九州とともに『デジタルインフラ(DC等)整備に関する有識者会合 中間とりまとめ3.0(2024年10月経済産業省・総務省)』によりデジタルインフラの中核拠点に位置づけられているなどの状況を踏まえ、電気を「作る」「使う」「貯める」「運

ぶ」という観点から、北海道のGXの発展を図る上で特に期待できる分野として8分野を選定しました。

**Q9.** 洋上風力発電、水素、データセンター、蓄電池の評価基準を先行して策定したのはなぜですか。

**A9.** TSHでは、電気を「作る」「使う」「貯める」「運ぶ」という観点から、北海道のGXの発展を図る上で特に期待できる分野として8分野を選定しています。

そのうち、データセンターと蓄電池は、既に北海道内への立地が進んでいるところです。また、洋上風力発電は、松前沖・檜山沖が再エネ海域利用法による促進区域に指定されたことなど、今後さらなる進展が見込まれます。水素は、令和7年3月に水素をエネルギーとして捉え、札幌市の脱炭素化、エネルギーの安定供給、地域経済の活性化を実現することを目的とする『札幌市水素エネルギー基本方針』が策定されました。

これらの状況を踏まえ、8分野の中で、事業の早期拡大や多くの事業者参入が見込まれる分野について先行して基準を策定しました。

**Q10.** 洋上風力発電の評価ラベル「グリーンプレミアム」と「グリーン」の基準とされている「洋上風力技術基準を満たす」とはどういうことですか。

**A10.** 『クライメートボンド基準(CBS)』、『EUタクソノミー』にそれぞれ洋上風力発電に関する基準がありますが、いずれも「洋上風力発電の設備であること」とされており、国内海域で各種関係法令に基づいて建設される洋上風力発電設備は、問題なくグリーンの対象となります。

こうした日本国内の各種関係法令の順守に係る主要な資料として、『サブフレームワーク(洋上風力発電)』にあるとおり、洋上風力発電施設検討委員会の『洋上風力発電設備に関する技術基準の統一的解説』や資源エネルギー庁の『事業計画策定ガイドライン』を参照していただくこととしているほか、DNSHの要素も加味していただくこととしています。

**Q11.** 水素のグリーン基準「 $<3.0\text{kg-CO}_2/\text{kg-H}_2$ 」はどれくらいの難易度ですか。

**A11.** 低炭素水素を社会に普及させるために、野心的な基準として設定しており、2025年時点では多くの事業者にとって難しいものになると思われます。

例えば、天然ガスなどの化石燃料を高温の水蒸気と反応させて水素を取り出す「水蒸気改質法」では、1kgの水素をつくるのに約10kgのCO<sub>2</sub>を排出するとされています。そのCO<sub>2</sub>を回収、貯留する「CCS」という技術がありますが、90%を回収したとしても1kgのCO<sub>2</sub>が排出されることになります。この90%の回収率を安定的に達成するには、まだ技術的に課題があるとされており、それらを考えると、ライフサイクルで $<3.0\text{kg-CO}_2/\text{kg-H}_2$ を達成するのは高いハードルといえます。

**Q12.** フレームワーク活用のメリットは何ですか。

**A12.** 事業者のメリットとしては、実施する事業が『TSHグリーンファイナンス・フレームワーク』の基準を満たしていることをアピールできることと、別途、構築を検討しているGX情

報プラットフォームに掲載されることで事業の信用を高め、投資先としての魅力が向上することが考えられます。

また、資金提供者のメリットとしては、脱炭素性の高い事業や地域に貢献する事業が明確になり、投資や融資の判断がしやすくなることを想定しています。

**Q13.**『サブフレームワーク(洋上風力発電)』の基準にある「発電事業」と「周辺事業」は、どちらも満たす必要がありますか。

**A13.**両方を満たす必要はありません。事業形態にあわせて、いずれかの基準を満たせば構いません。

**Q14.**『サブフレームワーク(蓄電池)』の基準にある「利用」と「製造」は、どちらも満たす必要がありますか。

**A14.**両方を満たす必要はありません。事業形態に合わせて、いずれかの基準を満たせば構いません。

**Q15.**「グリーンプレミアム」、「グリーン」の参照基準に「主な」という記載がありますが、参照するものは『クライメートボンド基準(CBS)』と『EUタクソノミー』に限定されますか。

**A15.**将来的に他の基準を参照する可能性もあると考えています。各分野においてどの基準を参照しているかについては、注釈や詳細をご確認ください。

**Q16.**グリーン基準、地域サステナビリティ基準の両方を満たすことが必須でしょうか。

**A16.**グリーン基準のみ満たしている事業を排除する意図はありません。グリーン基準のみを満たしている事業でも、登録の対象としています。

**Q17.**外部レビュー機関が使用するための評価フォーマットはありますか。

**A17.**特段用意しておりません。各機関で通常の評価時に使用しているフォーマットを活用ください。